

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 3 年 11 月 4 日

岡 山 労 働 局 長
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 7 月 2 日付け岡労発基 0 7 0 2 第 4 号及び 7 月 30 日付け岡
労発基 0 7 3 0 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得た旨当該部会長から報告が
あったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそのまま答申
する。



岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域
岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間936円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
法定どおり